

令和5年4月14日

保護者 様

上天草市立大矢野中学校

校長 切通 努

給食費改定及び補助金について（お知らせ）

桜端の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校教育活動へのご理解ご協力ありがとうございます。

さて、昨年度来の諸物価高騰のため、安心安全でおいしく栄養のある給食を維持するためには、給食費を値上げせざるを得ない状況となりました。下記の通り、給食費の改定を行わせていただきます。

また、上天草市学校給食費補助金事業が裏面のように実施されることになりました。値上げ分の補助金額となりましたので、実質は昨年度までと同じ徴収額とさせていただきますことを申し添えます。

さらに、本年度義務教育（上天草市小中学校）9年間にお子様が複数おられる家庭は、その中の2番目以降のお子様の費用の補助は、上述分に加えて実施されます。

補助金等の手続きは、学校で一括して行いますので、各ご家庭での手続きは不要です。詳しくは裏面をご覧ください。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

記

1. 給食費 一人あたり 年間 55,000円

2. 補助額 一人あたり 年間 5,500円

3. 本年度徴収額

○中学校の長子 1回4500円×11ヶ月（年間49500円）

○中学校にいる弟妹 1回2250円×11ヶ月（年間24,750円）

担当

教頭 窪田智久

0964-56-0365

上天草市立の小中学校に在籍する児童生徒の 学校給食費を補助します!!



上天草市では、保護者の経済的負担の軽減と子育て支援の推進を目的に、市内の小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費を補助します。

補助額

①物価高騰対策支援 全児童生徒へ月額500円補助

全児童生徒を対象とした、物価高騰等に伴う給食費の値上げに対する負担軽減を目的とする補助

〈計算方法〉

月額500円×11月

②多子世帯支援 第2子※以降の学校給食費の半額補助

第2子以降の児童生徒を対象とした、子育て支援の推進を目的とする補助

※第2子とは、小中学校に在籍する児童生徒のうち、上から2人目です。

〈計算方法〉

(学校給食費(月額) - 500円) × 1/2 × 11月

【1月1人当たりの上限額】

児童(小学校)で月額2,000円、生徒(中学校)で月額2,250円

補助金申請

補助金の申請等は、学校で一括して行いますので、保護者の手続きは不要です。

補助方法

学校給食費から補助金分を差し引いた額を給食費として徴収します。

問い合わせ先

上天草市教育委員会 学務課 教育企画係 電話 0969-28-3379(直通)

上天草市立大矢野中学校 電話 0964-56-0365